

小牧市 PR 隊 Instagram（インスタグラム）運用ガイドライン

本ガイドラインは、小牧市 PR 隊 Instagram アカウント（以下「当アカウント」という。）の円滑かつ適正な運用を図ることを目的として、投稿内容や対応方針、利用上の注意事項等について定めるものである。

用語の定義

1. アカウント Instagram を運用するために取得した権利および利用者情報のこと。
2. フォロー ほかのアカウントの公開した写真を自身のアカウントで常に関覧できるように登録すること。
3. リポスト ほかのアカウントの公開した写真を自身のアカウントで再投稿すること。

1 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) アカウント名：小牧市 PR 隊 (@komaki_city)
- (3) Instagram アカウント URL：https://www.instagram.com/komaki_city/?hl=ja

2 運用

(1) アカウントの管理責任者

当アカウントに係る情報提供の管理を行うための管理責任者（以下「責任者」という。）は、市長公室広報広聴課長とする。

責任者は、Instagram の発信、運用等について、必要となる事項の調整、決定及び確認等総括的な職務を行う。

(2) 副管理責任者

責任者は、副管理責任者を指定することができる。

副管理責任者は責任者を補佐し、責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 運用組織

小牧市広報広聴課

(4) 投稿の体制

投稿は、必要に応じて随時行う。

投稿作業は広報広聴課職員が分担し、責任者の承認を得たうえで実施する。

3 投稿内容

- (1) 市政情報やイベント情報など、小牧市に関連する情報
- (2) ハッシュタグ「#lovekomaki」を付して投稿された写真（職員による選考の上リポストする）

※ ハッシュタグ「#lovekomaki」の使用をもって、当ガイドラインに同意し、画像の無償使用に承諾したものとみなし、リポスト、市公式の SNS ページ、ホームページなど本市 PR 制作物に無償で公開・活用する場合がある。この場合、投稿者に対する個別の通知は、原則行わない。

- (3) その他、適切であると管理者が認める情報

4 利用者の写真投稿

当アカウントが投稿及びリポストする写真は、原則として「小牧市内で撮影された写真」とする。

5 投稿等への回答及びフォローを受けた際の対応

- (1) 当アカウントへのコメントに対して、必要に応じて返信する場合があるが、全てのコメントに対して返信を保証するものではない。
- (2) 本市への意見・要望や質問に対しては、当アカウントでは原則として回答しない。
- (3) フォローを受けた場合は、原則としてブロック（拒否）しないが、次の各号に該当すると認める場合はこの限りでない。
 - ① 当アカウントの運営に対して明らかな妨害行為と認められるもの
 - ② 広告宣伝や詐欺等を目的とした悪質なスパムアカウントと認められるもの
 - ③ その他、ブロックすることが適切であると管理者が認めるもの

6 投稿写真の利用

当アカウントが投稿・リポストした情報（写真、文章など）に関する知的財産権は市又はその投稿元のアカウント運営者に帰属する。リポストや転載（写真のダウンロード）を行う際は、投稿元のアカウントの方針に従うこと。

当アカウントの投稿内容について、私的使用のための複製や引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

7 不適切な返信等への対応

利用者が当アカウントの投稿に対してコメントするに当たり、次の事項に該当する内容を禁じる。禁止内容の投稿を行った、又は禁止内容に該当するおそれがあると、アカウント運営者が判断した場合は、事前通告なくコメントの削除、利用制限などを行う。

- (1) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- (2) 法令などに違反又はそのおそれのあるもの
- (3) 小牧市又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (5) 小牧市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など営利を目的するもの
- (7) 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 虚偽、事実と異なるもの又は単にうわさを助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報进行特定し、漏えいするなどプライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラムなどを含むもの又は含むと判断されるもの
- (12) なりすましアカウントからの投稿と判断されるもの
- (13) 当アカウントの運営を妨げ、又は信頼を毀損するおそれのある行為を含むもの
- (14) 特定のキャラクター又はタレントの権利に接触するおそれのあるもの
- (15) その他、管理者が不適切と判断したもの

8 免責事項

- (1) 当アカウントの情報をういたことにより利用者が行った一切の行為については、本市は責任を負わない。
- (2) ハッシュタグ「#lovekomaki」を使用した投稿や、当アカウントを介して発生した直接的・間接的な損失について、本市は責任を負わない。
- (3) 著作権や肖像権に関するトラブルに関して、本市は責任を負わない。
- (4) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、本市は責任を負わない。
- (5) 利用者が投稿した内容について、本市は一切の責任を負わない。

9 その他

- (1) 当アカウントの運営にあたっては、小牧市情報セキュリティポリシー（平成

15年10月21日策定)など関係法令、小牧市職員服務規程及びInstagram利用規約を遵守し、当ガイドラインに定めがない事項については、責任者が適切に判断を行うものとする。

- (2) Instagram に新しいサービスや機能が追加されたときなど、必要に応じて当ガイドラインの見直しを行う。
- (3) 本市は、当アカウントの運用を終了又は休止する場合がある。運用終了又は休止の際は、事前にInstagram上で通知し、当アカウントの閉鎖又は投稿の削除等を行うものとする。

附 則

この運用ガイドラインは、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この運用ガイドラインは、令和7年9月1日から施行する。